

倫理委員会にて承認された治療方法のお知らせ

当院の倫理委員会にて下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬・治療を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。

記

実施内容 : 低カリウム血症に対する高濃度注射カリウム製剤の使用
診療科 : 全診療科（主に集中治療室、循環器科、心臓血管外科）
対象者 : 低カリウム血症を呈した患者
承認期間 : 2026年2月16日～永続的に使用

【目的・治療法】

低カリウム血症は生命に係わる重篤な不整脈の原因となるため、血清カリウム値が低い場合は、カリウムの補充を行う必要があります。通常、低カリウム血症に対する治療は内服薬での補充を行いますが、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書（注意事項等情報）において、点滴濃度を40mEq/L以下に希釈し、点滴速度を20mEq/hrを超えない流速滴下で使用する、1日投与量として100mEq以下で使用するものとされています。しかし、臨床現場においては急な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。特に集中治療室、循環器科、心臓血管外科においては、病態が安定しない場合に随時検査データに基づいて1日投与量として100mEqを超える使用も承認しています。低カリウム血症が改善されれば、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた使用法へ移行します。

【想定される不利益と対策】

カリウム補充により、当初予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合には不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず心電図モニターを装着し、輸液ポンプ、シリンジポンプを使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し異常が確認された場合は速やかに減量又は中止を検討します。

【救済制度について】

この治療による副作用・合併症が発生した場合には、適切な診療と治療を行いますが、電子添文（添付文書）で定められた使用方法ではないため（適応外使用）、『医薬品副作用被害救済制度』の対象外となる可能性があることを予めご承知おき下さい。

以上